

# 平成 29 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(平成 28 年度予算 その 2)



目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 187 号議案	平成28年度神奈川県一般会計補正予算（第 8 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費追加	3
	第 3 表 地方債追加	4
	第 4 表 地方債変更	5



## 平成 28 年度神奈川県一般会計補正予算（第 8 号）

平成28年度神奈川県一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,980 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 9,915 億 2,712 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費追加」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債追加」による。

2 地方債の変更は、「第 4 表 地方債変更」による。

平成 29 年 2 月 13 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 方 交 付 税		千円 103,908,465	千円 100,904	千円 104,009,369
	1 地 方 交 付 税	103,908,465	100,904	104,009,369
8 国 庫 支 出 金		177,340,964	281,904	177,622,868
	2 国 庫 補 助 金	63,565,059	281,904	63,846,963
14 県 債		225,862,000	187,000	226,049,000
	1 県 債	225,862,000	187,000	226,049,000
歳 入 合 計		1,990,957,318	569,808	1,991,527,126

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 286,285,371	千円 69,008	千円 286,354,379
	1 政 策 費	13,511,737	69,008	13,580,745
8 農 林 水 産 業 費		13,632,407	301,000	13,933,407
	1 農 業 費	1,253,685	206,000	1,459,685
	2 畜 産 業 費	680,236	95,000	775,236
9 商 工 費		14,714,096	199,800	14,913,896
	3 工 業 費	7,652,073	199,800	7,851,873
歳 出 合 計		1,990,957,318	569,808	1,991,527,126

第2表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			69,008 <sup>千円</sup>
	1 政策費		69,008
		宮ヶ瀬湖周辺地域施設整備費	69,008
8 農林水産業費			301,000
	1 農業費		206,000
		スマート農業促進事業費	206,000
	2 畜産業費		95,000
		施設整備費	95,000
9 商工費			199,800
	3 工業費		199,800
		試験研究拠点整備費	199,800
合 計			569,808

第3表 地方債追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(総務債) 水源地域 整備事業費</p>	<p>千円 34,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。</p> <p>借入時期 平成28年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないと認 めるときは、知事 が適宜償還期間を 定め、長期債を償 還財源とする短期 債をもつて一時本 起債にかえること ができる。この場 合長期債の借入時 期は、短期債の償 還終期まで延長す る。</p>	<p>年5.0%以内。 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる公的資 金について、 利率の見直 しを行つた 後において は、当該見 直し後の利 率とする。</p>	<p>償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。</p> <p>償還財源 一般歳入 又はその他</p>



第4表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 2,061,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成28年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借入が適 当でない と認めら れるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、繰り上 げし、又 は低利債 に借り替 えること ができる。  償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 2,214,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 平成28年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借入が適 当でない と認めら れるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、繰り上 げし、又 は低利債 に借り替 えること ができる。  償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	する短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	する短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	225,862,000				226,049,000			